

# 柏野第2・3団地に新築すると、 補助金が交付されます！

北上市では、人口減少地域内（和賀・岩崎・立花・更木・黒岩・口内・稲瀬）に自らが居住するための新築住宅を取得する方に補助金を交付します。

## 01 交付される補助金

### 新築住宅補助金

居住部分が75㎡以上の一戸建て住宅を取得する場合

50万円



### 子育て世代加算金

義務教育終了前の子どもの保護者が属する世帯の場合

15万円



※補助の利用は、申請者・住宅につき1回限りです。

## 02 申請の手続き

### ▶ 補助金交付申請書の提出

- 補助金交付申請書
- 確認済証の写し（申請受付期間に受付したもの）及び添付図面（付近見取図、配置図、平面図）
- 住民票及び市税滞納無証明（居住予定者分）

書類審査

### ▶ 交付決定通知書の送付

書類審査後、交付決定通知書を送付します。

### ▶ 変更（中止）承認申請書の提出

申請内容の変更又は中止の場合等

### ▶ 補助金交付請求書の提出（申請年度中に提出）

- 補助金交付請求書
- 登記簿の写し
- 住民票（居住者全員）
- 検査済証の写し

### ▶ 補助金の交付

書類審査後、適正と認めた場合に指定口座に補助金を振り込みます。

# 好評分譲中!!

好きな住宅メーカーで建築可能  
緑豊かで住みやすい風土、子育て環境に抜群



北上市立笠松小近く

## 柏野第2・3住宅団地

柏野第2団地

柏野第3団地

残り

4 区画  
220万円～

残り

55 区画  
285万円～

概要

- 所在地 / 岩手県北上市和賀町藤根1地割15番196外
- 用途地域 / 無指定地域（建ぺい率70%、容積率200%）
- 1区画当りの面積 / 210.86㎡～419.64㎡
- 建築物 / 原則として居住用一戸建住宅を建築すること
- 道路 / 幅員6～9m（アスファルト舗装）

- 上水道 / 宅地内引込済（岩手中部水道企業団）
- 下水道 / 柏野第2：下水道区域外、柏野第3：全区画宅地内引込済（市集中合併浄化槽）
- ガス / 柏野第2：引込無し、柏野第3：集中管理システムによるLPガス管宅地内引込済（民間ガス会社）

アクセス

- 笠松小学校 1.5km
- 和賀西中学校 3.5km
- ロッキー江釣子店 5.8km
- JR立川目駅 1.5km
- 県交通二の台バス停 1.2km
- 秋田自動車道北上IC 4.0km

お問い合わせ・  
お申し込み



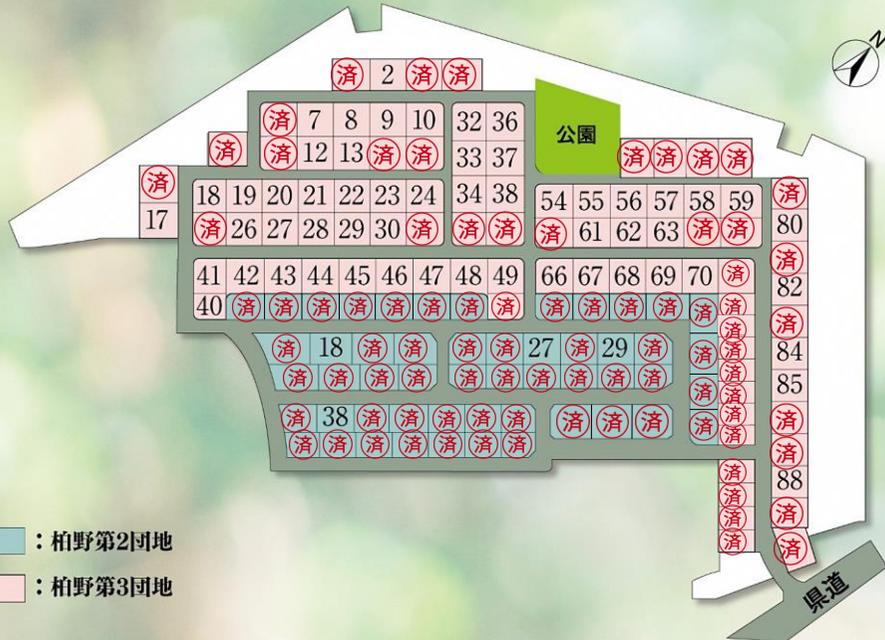
北上市都市整備部都市計画課

0197-72-8278

〒024-8502 北上市江釣子17番地割201番地2 北上市役所江釣子庁舎2階

分譲区画・価格は中面をご覧ください

# 分譲区画図



● : 柏野第2団地  
● : 柏野第3団地

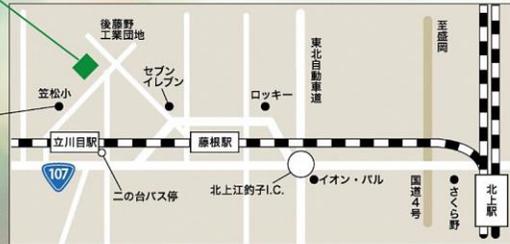
令和7年4月9日現在

## 柏野団地

### 分譲案内図



令和4年に新築された笠松小学校



## 柏野第2住宅団地 (区画図内青で示した場所・北上市和賀町藤根1地割)

区画番号	地番	分譲面積 (㎡)	分譲価格 (円)
18	15番38	419.31	2,510,000
27	15番47	367.56	2,200,000
29	15番49	367.65	2,200,000
38	15番58	377.50	2,260,000

## 柏野第3住宅団地 (区画図内赤で示した場所・北上市和賀町藤根1地割)

区画番号	地番	分譲面積 (㎡)	分譲価格 (円)	区画番号	地番	分譲面積 (㎡)	分譲価格 (円)
2	15番196	399.45	3,240,000	42	15番156	374.50	3,030,000
<del>済</del> 6	<del>済</del> 15番187	<del>済</del> 357.75	<del>済</del> 2,900,000	43	15番157	374.41	3,030,000
7	15番188	359.94	2,920,000	44	15番158	375.01	3,040,000
8	15番189	359.98	2,920,000	45	15番159	374.67	3,040,000
9	15番190	360.04	2,920,000	46	15番160	375.13	3,040,000
10	15番191	357.64	2,900,000	47	15番161	375.37	3,040,000
<del>済</del> 11	<del>済</del> 15番182	<del>済</del> 357.01	<del>済</del> 2,890,000	48	15番162	375.64	3,040,000
12	15番183	360.06	2,920,000	49	15番163	379.89	3,080,000
13	15番184	360.01	2,920,000	<del>済</del> 52	<del>済</del> 15番211	<del>済</del> 359.10	<del>済</del> 2,910,000
<del>済</del> 16	<del>済</del> 15番165	<del>済</del> 419.64	<del>済</del> 3,400,000	<del>済</del> 53	<del>済</del> 15番212	<del>済</del> 359.53	<del>済</del> 2,910,000
17	15番164	414.20	3,360,000	54	15番214	373.82	3,030,000
18	15番174	357.81	2,900,000	55	15番215	374.32	3,030,000
19	15番175	352.24	2,850,000	56	15番216	374.53	3,030,000
20	15番176	352.53	2,860,000	57	15番217	374.15	3,030,000
21	15番177	352.34	2,850,000	58	15番218	374.24	3,030,000
22	15番178	352.62	2,860,000	59	15番219	373.56	3,030,000
23	15番179	352.51	2,860,000	61	15番221	374.19	3,030,000
24	15番180	357.61	2,900,000	62	15番222	374.96	3,040,000
26	15番168	352.13	2,850,000	63	15番223	374.34	3,030,000
27	15番169	353.14	2,860,000	<del>済</del> 64	<del>済</del> 15番224	<del>済</del> 374.69	<del>済</del> 3,040,000
28	15番170	352.25	2,850,000	66	15番227	371.21	3,010,000
29	15番171	352.95	2,860,000	67	15番228	374.38	3,030,000
30	15番172	352.47	2,860,000	68	15番229	375.02	3,040,000
32	15番200	387.82	3,140,000	69	15番230	374.83	3,040,000
33	15番201	389.56	3,160,000	70	15番231	375.36	3,040,000
34	15番202	390.11	3,160,000	<del>済</del> 73	<del>済</del> 15番258	<del>済</del> 210.98	<del>済</del> 1,710,000
<del>済</del> 35	<del>済</del> 15番203	<del>済</del> 386.68	<del>済</del> 3,130,000	<del>済</del> 77	<del>済</del> 15番262	<del>済</del> 210.86	<del>済</del> 1,710,000
36	15番204	387.87	3,140,000	80	15番244	359.77	2,910,000
37	15番205	389.32	3,150,000	82	15番246	360.05	2,920,000
38	15番206	390.11	3,160,000	84	15番248	360.25	2,920,000
<del>済</del> 39	<del>済</del> 15番207	<del>済</del> 386.40	<del>済</del> 3,130,000	85	15番249	359.56	2,910,000
40	15番153	356.53	2,890,000	88	15番252	360.01	2,920,000
41	15番155	374.98	3,040,000				

## 申込みについて

- 申込資格** 原則として購入する土地に一戸建専用住宅を建てる方とします。
- 申込方法** 書面による申込
- 申込書類** 都市計画課(江釣子)、総合案内(本庁)、市民課和賀民生係(和賀)に用意しております。
- 売買契約**
  - ①契約締結は、市の指定した期日及び場所で行います。
  - ②売買代金は一括払いとし、契約の日から60日以内に納入していただきます。
  - ③分譲地の所有権移転登記は、売買代金完納後に買受者の登録免許税負担で市が行います。
  - ④申込者が契約に応じない場合、又は売買契約締結後指定された期日までに売買代金の納入がなかった場合は、土地売買予約及び買受者としての資格又は土地売買契約を解除します。